



2025年2月20日

各位

会社名 株式会社 M T G
代表者名 代表取締役社長 松下 剛
(コード番号：7806 東証グロース)

問合せ先 取締役 C F O 田島 安希彦
(TEL. 052-307-7890)

再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会による調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。これを受け、本日開催の取締役会において、再発防止策を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けた取組みを徹底し、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

なお、今回の件を重く受け止め、代表取締役社長 松下剛、管理部門管掌取締役 田島安希彦の2名より、役員報酬の一部を自主返納する旨申し入れがありましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

調査の結果、当社の連結子会社である株式会社M's エージェンシー（以下「M's エージェンシー」）の元代表者は、M's エージェンシーないし自らのプレゼンスを発揮したいとの思いから、当社からの発注がないまま広告の発注をし、支払に苦慮した結果、一時的に取り繕う策として請求書の隠蔽、改ざん・偽造等という明らかに不正な手段に及んでいたこと（以下「本件不適切行為」）が報告されました。

このM's エージェンシー元代表者が会計上の損益等に影響を及ぼすことを意図していた事情は認められず、また、それ以外の者が、本件不適切行為に積極的な関与をしていたことを示す事情は認められませんでした。

しかしながら、調査報告書において、本件不適切行為が発生する状況につき、当社における防止のための措置及びチェック・モニタリング体制について、不十分な点があったと指摘されております。

2. 再発防止策の概要

特別調査委員会の指摘及び提言を踏まえ、以下の再発防止策に取り組むことといたしました。

(1) 子会社役員の選任手続の人物評価の拡充

- ・子会社取締役の選任手続における人物評価の規程を見直し、外部調査会社を利用したバックグラウンドチェックを必須とする等手続を拡充・具体化しました。また、現職の全子会社取締役につき、遡及して外部調査会社によるバックグラウンドチェックを行い、再度人物評価を実施いたしました。これによる追加的な問題は検出されておりません。

(2) コンプライアンス意識の向上のための実効的な教育・研修の実施

- ・当社グループ取締役就任に際し、知識を補い意識を醸成するため、取締役等の義務と責任について

の外部研修を受講することを規定いたしました。また、現職の当社グループ取締役につきましては、本研修の受講を追加的に実施することといたしました。

- ・すべての当社グループ取締役に対し、社内規程の意義や業務上の過誤への対応等に関するメッセージを発信するとともに、今後実施するコンプライアンス研修において、本件不適切行為に関する具体的な内容を盛り込み、研修の実効性を高めてまいります。

(3) 子会社のリスク分析の結果に基づく管理・支援のための施策の実施

- ・全ての子会社を対象とし、定量的な視点のみならず、子会社の事業内容や人員体制、業界の商慣習なども把握してリスクシナリオを想定した分析検討を実施し、他に特殊な業界の商慣習がないことを確認いたしました。今後、さらにこの分析を進め、これに基づいた子会社統制計画を立案してまいります。
- ・当社から非常勤取締役を派遣することにより、取締役1名の子会社を解消するとともに、子会社取締役に対するサポートと監督の役割を担う本部長を選任いたしました。
- ・経営面・統制面に違和感がないか分析・検証等のモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営指導や改善提案等を行う専任部署を新設いたしました。
- ・子会社取締役の発注権限の金額基準を見直し、一定金額以上については当社取締役が決裁承認をすることといたしました。
- ・子会社も含め個人の担当者が請求書を受領することを禁じ、共有の請求書受領アドレスを設定し、共有化による透明化を図り、支払いのプロセスにおいてこれを点検することといたしました。
- ・子会社において稟議承認と請求書の照合等、会計に関連する業務を担当する者につき、その業務指示、監督、評価を、本社財務経理部が行うこととし、その実施状況についてチェック・モニタリングする専任部署を新設いたしました。

(4) 内部通報制度の充実

- ・内部通報による不利益取り扱いの禁止を規定しているものの、もう一層、通報者の不安を払拭するなど通報しやすい窓口とすることに取り組み、より適切な運用を確保します。また、外部の取引先等からの相談や通報を受けるフォームをホームページに設置の上周知を行い、通報制度の充実を図ります。

(5) その他

- ・M' s エージェンシー元代表者につきましては、既に懲戒の上、解任しております。今後、M' s エージェンシーにつきましては、会計・税務の修正の手続きが終了した段階で解散させることを予定しております。また、M' s エージェンシーが担っていたメディア広告業務につきましては、個人に権限が集中しないような新たな業務体制を構築してまいります。

3. 役員報酬の自主返納

今回の件を重く受け止め、本日の取締役会において、以下の取締役より役員報酬の一部を自主返納する旨申し入れがありました。

代表取締役社長	月額役員報酬の10%	3か月
管理部門管掌取締役	月額役員報酬の10%	1か月

以 上